

## ◆「特定継続的役務提供」とは?

『特定商取引法』で定められた次のサービスのことです。

◎契約期間が2か月(エステのみ1か月)を超え、かつ契約金額が5万円を超える  
エステティック、学習塾、家庭教師、語学教室、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

特定継続的役務提供の対象となるサービスでは…

### クーリング・オフができます

契約書(法定契約書面)を受け取った日を含めて  
8日間はクーリング・オフができます。

- クーリング・オフの手続きをすれば、契約は解除できます。
- ☆クーリング・オフは必ず書面で通知し、控えをとっておきましょう。お店に断りに出向く必要はありません。
- ◎クーリング・オフの方法について詳しくは、下記「あい暮らしWEB」のページをご覧ください。

### 中途解約ができます

クーリング・オフ期間が過ぎた場合は、法律で定められた  
解約料を支払って、中途解約ができます。

◎解約料の計算等、詳しくは、下記「あい暮らしWEB」の  
ページをご覧ください。

\*クーリング・オフ、中途解約のいずれも、解約の理由は問われ  
ません。また、クレジット契約の場合には、クレジット会社  
へも必ず通知しましょう。

## エステ利用の アドバイス

- ◆自分にとって、本当に必要かどうか、よく考えましょう。
- ◆高額な契約のリスクを避けるには、サービスの利用の都度、一回ごとに料金を支払うタイプのお店もあるので、自分にあったところを選びましょう。
- ◆契約時には、契約書をよく読み、サービス内容や条件について、よく確認しましょう。
- ◆施術によって、皮膚トラブル等異常があらわれた場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

(参考)-消費生活情報-「あい暮らしWEB」

クーリング・オフについて知りたい方は⇒ クーリング・オフ制度  
<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/information/coolingoff.html>

中途解約について詳しく知りたい方は⇒ 消費者トラブル事例 CASE43  
<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/example/case.html?prev=2&id=43>

困った時は、  
巻末の相談窓口にご相談ください。

\*誇大広告や強引な勧誘を受けた場合等も  
ご報告ください。

おしゃれの  
リスク

## まつ毛エクステのトラブル

「まつ毛エクステ(まつ毛エクステーション)」とは、人工毛を専用の接着剤でまつ毛につけ、まつ毛をボリュームアップする手法のことです。通常のつけまつげと違い、一度つけると数週間は保持でき、汗や水にも落ちにくいいため流行しています。しかし、その一方で施術後に下記のようなトラブルも増えているので注意が必要です。

- 目の痛み ●目の充血 ●まぶたの腫れ、かゆみ、痛み 等

目元に接着剤を使用したり、異物をつけることは、目に不要な刺激を与えたり、時には目の角膜を傷つける等の危害を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクを理解したうえで、まつ毛エクステの施術を受ける場合には…

1. 必ず保健所に届け出ている店舗で、十分に技術のある美容師から施術を受けましょう。  
\*まつ毛エクステは、美容師法に定める美容行為です。
2. 施術前に美容師から十分な説明を受けましょう。
3. 施術後、眼等に異常を感じた場合は直ちに医師の診察を受けましょう。

